

氏名	成 昊炫				
学位の種類	博士（言語学）				
学位記番号	博 乙 第 2800 号				
学位授与年月日	平成 28年 11月 30日				
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当				
審査研究科	人文社会科学研究科				
学位論文題目	日韓推量モダリティ形式の対照研究 —「だろう」「ようだ」「らしい」と対応する韓国語形式を中心に—				
主査	筑波大学 教授	博士（言語学）	沼田 善子		
副査	筑波大学 教授	Ph.D.（言語学）	竹沢 幸一		
副査	筑波大学 教授	博士（言語学）	矢澤 真人		
副査	筑波大学 准教授		橋本 修		
副査	筑波大学 准教授	博士（比較社会文化）	許 明子		

### 論文の要旨

本論文は日本語と韓国語の推量表現の対照研究であり、特に「だろう」と「-겠 (gess)-」「-을것어- (eulgeosi)」、「ようだ」「らしい」と「-(은/는/을)것같다(geosgatda)」「-(은/는/을)모양이다(moyangida)」を取り上げ、両言語の共通性と差異を記述するものである。

本論文は以下の全6章から構成される。

- 第1章 序論
- 第2章 先行研究の検討
- 第3章 推量モダリティの基礎的論議
- 第4章 日韓真正推量形式の意味と用法の対照分析
- 第5章 日韓疑似推量形式の意味と用法の対照分析
- 第6章 結論

第1章で本論文の研究目的と方法及び意義が述べられ、第2章では先行研究の議論と課題の整理の後、本論文における日韓語の対照研究についての基本的な立場が述べられる。

第3章は、本論文全体の前提となる基礎的論議、分析の枠組み、用語、概念の整理が行われ、次のことが述べられる。①日韓両語は、「推量」が事態に対する話し手の不確かな認識を表す点では共通するが、事態の不確かさに対する認識のあり方、認識される不確かさがどのように言語化されるかで異なり、韓国語の方が相対的に日本語より広く「推量」を捉えている。②本論文で扱う諸形式は、従来、認識的モダリティにおける「推量」と「証拠性判断」という異なる下位類型に位置づけられたが、両者は常に明確に区別されるものではなく、意味、用法によっては連続的である。このことから、すべて「推量」のモダリティ体系の枠組みの中に位置づけ、前者を「真正推量」、後者を「疑似推量」として捉えなおす

ことができる。③そこで「推量」を表すモダリティ形式は日韓語とも、「真正推量形式」と「疑似推量形式」に分けられ、「だろう」と「-ㄹ것(gess)-」「-을것이(eulgeosi)-」が前者に、「ようだ」「らしい」と「-(은/는/을)것같다(geosgatda)」「-(은/는/을)모양이다(moyangida)」が後者に属するものと考えることができる。④また、「推量」を表す諸形式の分析で重要な概念となる「主観性の程度」は、事態に対する話者の主観介入の程度を表すもので、A.話し手の発話時の認識か否か、B.用法上の特性（間接的根拠か否か、事態把握における焦点のあり方、疑似推量への接近、反事実仮想条件文との共起、推量副詞との共起、事態成立の疑問化の可否、判断根拠の明示性）、C.形態的、統語的及び談話的特性（「過去化の可否」、「事態成立の否定化の可否」）を基準に測ることができる。

第4章、第5章は本論文の中心となる部分で、第4章で真正推量形式、第5章で疑似推量形式の対照が行われる。第4章では「-ㄹ것-」「-을것이-」が、文法的特徴の考察を経て共に「推量」の叙法形式とされ、「だろう」と対照される。ここでは、意味的及び統語的観点から、「だろう」「-ㄹ것-」「-을것이-」を真正推量形式としつつ、小説等の多様なデータにおける3形式の用法の分析を通して、次のことが述べられる。①3形式の中、主観性の程度が最も高いのは「だろう」であり、「だろう」と「-을것이-」がよく対応する。②ただし「-을것이-」は「間接的根拠に基づいた判断」「発話時以前の認識」を表す用法も存在する点で、「だろう」より主観性の程度が低い。③「-ㄹ것-」は「様態性」「外在的根拠の依存度」「目前の事態または証拠自体の焦点付与」「発話現場性」に関する用法上の特徴から3形式の中では主観性の程度が低く、疑似推量形式の特性も持つ「疑似性真正推量形式」である。④「だろう」と「-을것이-」「-ㄹ것-」は会話文と非会話文という談話類型にも違いが見られ、対話場面の会話文では「だろう」は「推量」では現れにくく、「確認要求」「同意要求」等の対聞き手モダリティへの意味の移行が見られるのに対し、「-을것이-」「-ㄹ것-」は会話状況でも多用され「推量」の意味が維持される。また、この違いは両言語の「推量」に対する認識や適用範囲の違いを反映するものである。

第5章では、疑似推量形式「ようだ」「らしい」の共通性と差異の考察、「것같다」「모양이다」を文法的特性からそれぞれ「推量」の意味を持つ補助形容詞、補助名詞とした上での両者の共通性と差異の考察が展開された後、日韓語が対照され、次のことが述べられる。①4形式の意味はその原型的意味（root meaning）と用法上の特性から、「ようだ」は「類似性推量」、「らしい」は「推論性推量」、「것같다」は「同一性推量」、「모양이다」は「外見性推量」と捉えられる。②4形式の共通性と差異は、従来の「根拠依存型」あるいは「証拠性」という単一基準では捉えられず、それぞれの文法的特性に加えて、「判断根拠の特性及び明示性程度」、「現場根拠の依存度」、「様態性の有無」、「仮想世界の推量可否」、「推論過程の有無」、「伝聞性意味の有無」、「話し手の思考内容の構成可否」という意味、用法上の特性の有無、あり方の違いで考える必要がある。③両言語の疑似推量形式が担当する「推量」の範囲は、全般的に韓国語が日本語より制約を受けず広い範囲で用いられ、「同一性推量」という意味を持つ「것같다」は他の日韓語の形式すべての用法を包括する。また「らしい」と「모양이다」では、基本的に「모양이다」が「らしい」の用法を包括し、「外見性推量」「推論性推量」という意味の違いから、「様態中心の推量」「現場の知覚事態に対する推量」では「らしい」が現れにくい点で異なる。④「ようだ」「것같다」「모양이다」に見られる「推量」の意味と用法上の共通性と差異は、これらの構成要素である「様(よう)」「같다」「모양(模様)」の原型的意味と深く関わっている。⑤「ようだ」と「것같다」、「らしい」と「모양이다」は、「話し手の思考内容の構成可否」「判断根拠の範囲や制約性」「形式自体の伝聞性意味」のあり方で主観性の程度が異なり、「것같다」「모양이다」は「ようだ」「らしい」に比べて相対的に主観性の程度が高い。

第6章では、論文全体の考察のまとめ及び残された課題と研究の展望が述べられる。

## 審査の要旨

### 1 批評

日本語と韓国語の推量表現は、従来も多くの対照研究がある。しかしながら、日本語に比重がおかれ、その分析の観点が必要な検討を経ず韓国語の分析に適用されたり、あるいは日本語の形式を中心にして、その意味に対応すると考えられる韓国語の形式が選定され、両者の意味、用法上の共通性と差異が考察される等、二言語間の対照研究としては課題の残る研究も少なくない。これを踏まえ、本論文では、韓国語の推量表現について、日本語の分析から独立させて十分に考察を加えることを特に意識して研究が進められている。そこでは先行研究の丁寧な検討を経て、改めて、諸形式の統語的特徴、意味的特徴が記述される。これに加えて、広範なデータによる用例の観察から、個々の形式が持つ用法の広がりが見られ、各用法に見られる諸特性と当該形式本来の意味との関係が検討される。これらを経て明らかになった各形式間の共通性と差異を基に、韓国語自体の推量表現の体系が示される。この姿勢は日本語の考察でも同様で、両言語の体系をそれぞれに示した上で、韓国語と日本語との対照が行われている。また考察全般にわたり、独自の分析の観点、基準を明確に示し、これに基づいて議論を進め、その中では、興味深い現象の新たな指摘も少なくない。特に「だろう」と「-을것이-」「-ㄹ-」の談話環境の中での異同の考察は、韓国語研究だけでなく、従来の日本語における「だろう」の研究でも看過されてきた現象が指摘されている。こうした点で、本論文は、先行研究の言語間対照の方法上の課題を克服し、個々の現象分析においても新たな知見を提示していると言え、この分野の研究を進展させる研究として高く評価できる。

一方で、課題も残されている。本論文では、従来の認知的モダリティにおける「推量」と「証拠性判断」という異なる下位類型を解消し、これを「真正推量」と「疑似推量」として捉えなおすことが主張されるが、この点については、なお議論の余地がある。また「推量」の諸形式の「主観性」の程度を測る基準が明確に示される点は評価できるが、これらの中、「間接的根拠か否か」、「事態把握における焦点のあり方」等が「主観性」の程度を測る基準となるか否かについても、さらに議論を深める必要がある。用例観察においても、当該の例文全体、あるいは問題となる諸形式の意味解釈について、前後の文脈等をなお慎重に検討し、より精度の高い観察を提示することが望まれる。こうすることで、本論文の分析の妥当性に対する説得力もさらに増すものと考えられる。

しかしながら、こうした課題を残しつつも、本論文が日本語と韓国語の「推量」表現の対照研究に新たな視点を加え、進展の可能性を開くものとして評価される点はいささかも揺るがない。著者の今後の研究の発展が大いに期待される論文である。

### 2 最終試験

平成 28 年 9 月 28 日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究所論文審査等実施細則」第 10 条 (1) に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。